

## 国際観光旅客税

### 国際観光旅客税とは

平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：内閣総理大臣）において、2020年訪日外国人旅行者数4,000万人、2030年6,000万人等の大きな目標が掲げられ、「観光先進国」の実現を図るため、現在、政府一丸、官民を挙げて取り組んでいます。

目標の確実な達成のためには、より高次元な観光施策を展開していく必要があります。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前に観光施策を着実に実施する必要性も踏まえ、「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）において、平成31年1月7日より「国際観光旅客税」を創設し、「観光先進国」実現に向けた恒久的な財源を確保することが決定されました。

「国際観光旅客税」は原則として、船舶会社又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収し、これを国に納付することになっており、外航クルーズ船や国際フェリーにより我が国を出国する旅客についても平成31年1月7日から課税の対象になります。

### 概要

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 納税義務者 | 船舶又は航空機により日本から出国する旅客（国際観光旅客等） |
| 税率    | 出国1回につき1,000円                 |
| 導入時期  | 平成31年1月7日                     |

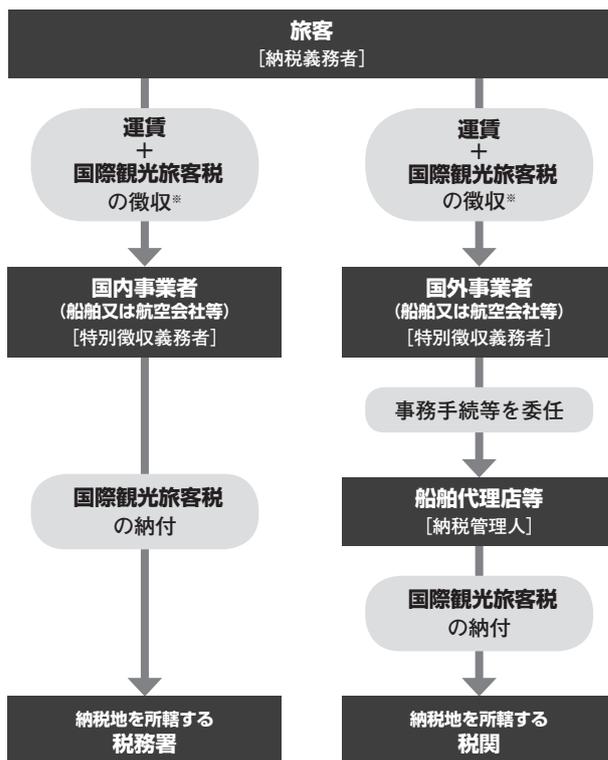
### 非課税等

| 課税されない者  | 判定  |
|--|-----|
| ①船舶又は航空機の乗員<br>②強制退去者等<br>③政府専用機等により出国する者<br>④出国後、天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰ってきた者 | 不課税 |
| ⑤乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）<br>⑥天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船又は搭乗していた者<br>⑦2歳未満の者         | 非課税 |
| ⑧日本に派遣された外交官、領事官等*（公用の場合に限る）<br>⑨国賓その他これに準ずる者*<br>⑩合衆国軍隊の構成員及び国連軍の構成員等（公用の場合に限る）       | 免税  |

※⑧、⑨は相互主義による。

### 国際観光旅客税の納付方法

国際旅客運送事業<sup>注1)</sup>を営む者は、国際観光旅客等が国際船舶等<sup>注2)</sup>に乗船又は搭乗する時までに「国際観光旅客税」を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等が出国する月の翌々月末日までに国内に本店又は事務所等がある事業者（国内事業者）にあっては納税地を所轄する税務署に、国内事業者以外の事業者（国外事業者）にあっては納税地を所轄する税関に納付する必要があります。



※船舶又は航空会社等（特別徴収義務者）は旅客が船舶又は航空機に搭乗する時までに「国際観光旅客税」を徴収すればよく、徴収方法は問いません。

### 国際観光旅客税の使途

観光立国推進閣僚会議決定等を踏まえ、国際観光旅客税の収入は下記の3つの分野に充当することとされており、平成30年度においては、CIQ体制の整備など特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることになっています。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

また、平成31年度予算以降は、硬直的な予算配分にならないよう、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成することになっています。

注1) 国際旅客運送事業とは、他人の需要に応じ、国際船舶等を使用して有償で旅客を運送する事業をいいます。

注2) 国際船舶等とは、日本と外国の間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機（政府専用機等を除きます）をいいます。